

資料編

資料 1	重要水防箇所等	39
資料 1-1	重要水防箇所一覧（県知事管理区間）	39
資料 1-2	重要水防箇所一覧（国土交通大臣管理区間）	40
資料 1-3	重要水防箇所位置図（国土交通大臣管理区間）	43
資料 1-4	道路冠水危険箇所位置図	45
資料 2	洪水予報等の発表形式及び伝達系統	46
資料 2-1	洪水予報発表形式	46
資料 2-2	洪水予報伝達系統図	49
資料 2-3	水防警報発表形式（国土交通省発表）	50
資料 2-4	水防警報連絡系統図及び連絡機関（国土交通省発表）	53
資料 2-5	水防警報発表形式（熊本県発表）	54
資料 2-6	水防警報連絡系統図及び連絡機関（熊本県発表）	61
資料 3	水位観測所等位置図	62
資料 4	水防工法一覧表	64
資料 5	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	66
資料 6	水防協力団体関係資料	70
資料 6-1	本水防協力団体指定要領	70
資料 6-2	水防協力団体指定申請書様式	71
資料 6-3	水防協力団体協力活動業務計画書	72
資料 6-4	水防協力団体認定書様式	73
資料 6-5	水防協力団体との水防協働活動実施要領	73
資料 6-6	水防協力団体協力活動報告書様式	74

資料 1 重要水防箇所等

資料 1-1 重要水防箇所一覧（県知事管理区間）

（1）河川危険度判定基準

① 選定基準

堤防高 （流下能力）	※計画高水量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防を越える箇所 ※一連区間において、堤防高が上下流に比べ著しく低い箇所 ※既往洪水流量（年1～2回程度）に対し、堤防高さが低く余裕高がなく、氾濫実績がある箇所
堤防断面	※現況の堤防断面あるいは上面（天端）幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上面（天端）幅の2分の1未満の箇所 ※堤防断面あるいは上面（天端）幅が上下流に比べ小さく、既往洪水流量に対し危険な箇所
堤防斜面（法面） の崩れ・すべり	※堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりの履歴があり、その対策が未施工の箇所 ※堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりの履歴はないが、土質、堤防斜面（法面）勾配等から見て堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりが発生する恐れがあり、その対策が未施工の箇所
漏水	※漏水の履歴があり、その対策が十分ではない箇所 ※漏水の履歴はないが、土質、堤防斜面（法面）勾配等から見て堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりが発生する恐れがあるが、その対策が未施工の箇所
水衝	※水衝部となっており、護岸が破損している箇所又は破損の履歴がある箇所
深掘れ（洗掘）	※堤脚又は護岸基礎部分の深掘れ（洗掘）が著しく、根固め又は水制工等が十分でない箇所 ※異常深掘れ（洗掘）の履歴がある箇所
工作物	※河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、排・取水門その他の工作物の設置されている箇所 ※橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所
工事施工	※出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤・ 旧川跡	※新堤防で築造後3年以内の箇所 ※破堤又は旧川跡の箇所
陸間	※陸間が設置されている箇所

② 重要度

A	水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地あるいは主要公共施設があり、甚大な被害が予想される区域
B	水防上重要な区間	背後地に家屋あるいは公共施設があり、被害が予想される区域
C	要注意区間	背後地に農地等があり、被害が予想される区域

（2）その他の重要水防箇所評定基準

種別	重要水防箇所
橋梁	流失または沈下が予測される箇所又は水防上被害が予測される箇所
道路	冠水、洗掘（深掘れ）が予測される箇所
水門等	水門、こう門、排・取水門等の工作物の設置時期が古く、老朽し、不等沈下漏水等による被害が予測される箇所又は水防上、被害が予測される箇所

（3）重要水防区間一覧表〔河川の部〕（Bランク）

水系名	河川名	振興局名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
緑川	矢形川	上益城	御船町木倉 ～ 嘉島町下六嘉	右岸 7,100 左岸 6,800	堤防高不足	積み土のう工
緑川	御船川	上益城	御船町滝尾 ～ 御船町辺田見	右岸 5,400 左岸 5,400	堤防高不足	積み土のう工

（4）重要水防区間一覧表〔河川の部〕（Cランク）

水系名	河川名	振興局名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
緑川	天水川	上益城	御船町高木 ～ 嘉島町北甘木	右岸 1,200 左岸 1,200	堤防高不足 洗掘	積み土のう工 木流し工

(5) 重要水防施設一覧表〔ダム・水門・堰の部〕

名称	河川名	位置	振興局名	管理者	操作
天君ダム	矢形川	上益城郡御船町	上益城	天君ダム管理者	操作規定による

資料1-2 重要水防箇所一覧（国土交通大臣管理区間）

(1) 河川危険度評定基準

種別	重要水防箇所（A） （水防上もっとも重要な区間）	重要水防箇所（B） （水防上重要な区間）	要注意区間
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置がされている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点区間：水防時に重点的に巡視すべき区間（河川延長の1割程度設定）

危険箇所：氾濫ブロック毎に堤防からの越水など、氾濫危険水位を設定している箇所

重点監視区間：重要水防箇所（A）等の中でも特に重点的に監視が必要な区間

（浸透）：漏水の履歴があるなど重要水防箇所「堤防断面」又は「漏水」で重要度が（A）又は（B）の区間

（浸食）：水衝部など重要水防箇所「水衝・洗掘」で重要度が（A）又は（B）の区間

（越水）：堤防高不足など重要水防箇所「堤防高」で重要度が（A）又は（B）の区間

（地震）：熊本地震後のモニタリングマニュアルを踏まえ、「本復旧工事区間」、「工事していないが注視しておくべき区間」、「樋門・樋管のモニタリング重点対象施設」から重点的に監視が必要な区間

(2) 重要水防箇所一覧表 (A) 堤防

番号	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
⑧	緑川	御船町 豊秋	右岸	15.400 ~ 15.800	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張
⑨	"	御船町 豊秋	右岸	15.800 ~ 15.850	50	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 (越水 A) (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
⑩	"	御船町 豊秋	右岸	15.850 ~ 16.000	150	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水 基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 A) (堤体漏水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
⑳	御船川	御船町 方瀬	左岸	0.600 ~ 1.000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張

(3) 重要水防箇所一覧表 (B) 堤防

番号	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
㉑	緑川	御船町 豊秋	右岸	16.000 ~ 16.200	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
㉒	"	御船町 豊秋 甲佐町 吉田	右岸	16.200 ~ 16.400	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 (越水 B) (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
㉓	御船川	御船町 小坂	左岸	2.600 ~ 3.400	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
㉔	"	御船町 小坂	右岸	3.400 ~ 3.600	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
㉕	"	御船町 滝川 滝川	右岸	3.600 ~ 4.500	900	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B) (堤体漏水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
㉖	"	御船町 滝川	左岸	4.150 ~ 4.200	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
㉗	"	御船町 滝川	左岸	4.200 ~ 4.500	300	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B) (基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張
㉘	"	御船町 滝川 辺田見	左岸	4.500 ~ 6.600	2.100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
㉙	"	御船町 滝川	右岸	4.500 ~ 5.600	1,100	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
㉚	"	御船町 御船 辺田見	右岸	5.800 ~ 6.600	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張

(4) 重要水防箇所一覧表 (A) 工作物

河川名	地先名	左・右岸 の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
御船川	御船町 小坂		3.000		小坂橋 (桁下高不足)	
	御船町 小坂					

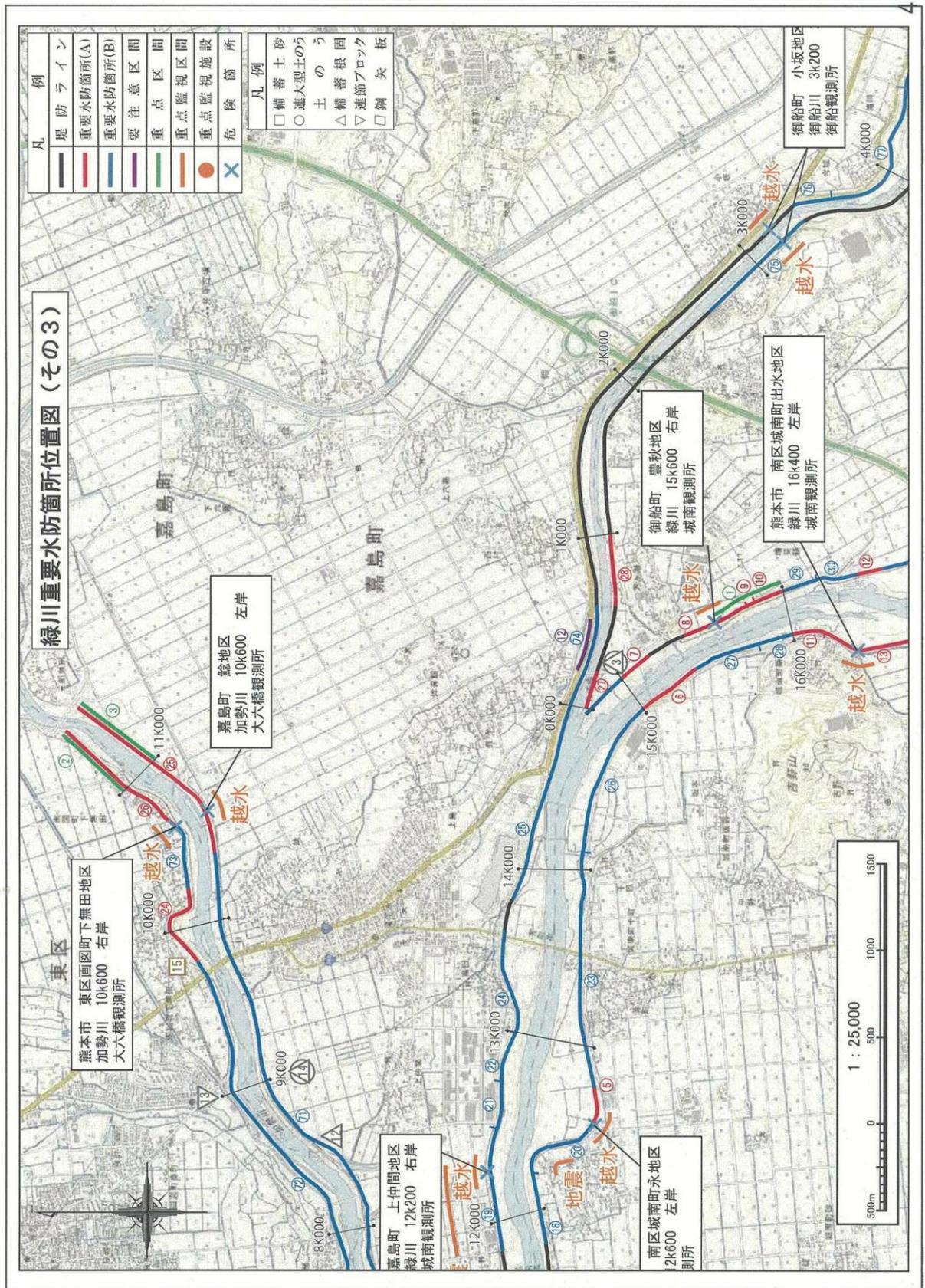
(5) 重要水防箇所一覧表 (B) 工作物

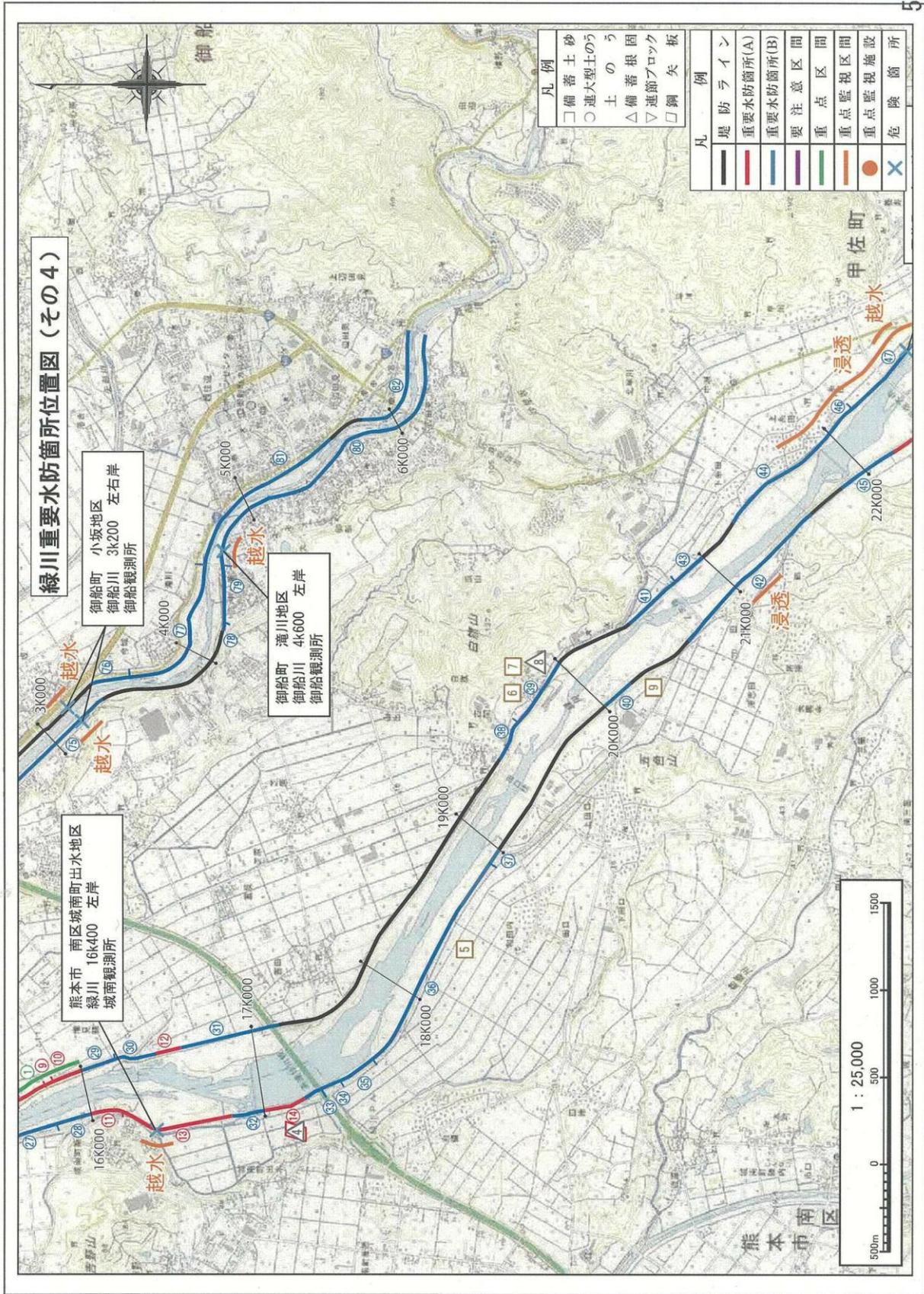
河川名	地先名	左・右岸 の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
御船川	御船町 豊秋		1.950		八竜橋 (桁下高不足)	
	嘉島町 上六嘉					
"	御船町 小坂		2.100		御船川橋 (桁下高不足)	
	御船町 豊秋					
"	御船町 滝川		4.000		メロディー橋 (桁下高不足)	
	御船町 滝川					
"	御船町 柳瀬		4.500		滝川橋 (桁下高不足)	
	御船町 滝川					
"	御船町 滝川		5.100		五庵橋 (桁下高不足)	
	御船町 滝川					
"	御船町 御船		5.350		御船橋 (桁下高不足)	
	御船町 御船					
"	御船町 御船		5.870		思い出橋 (桁下高不足)	
	御船町 辺田見					

(6) 重要水防箇所一覧表 (重点区間)

番号	河川名	地先名	左・右岸 の別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
①	緑川	御船町 増見鶴	右岸	15.600 ~ 16.000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び 堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水A) (堤体漏水B) (基礎地盤 漏水B)	土のう積・シ ート張・くい

資料 1-3 重要水防箇所位置図（国土交通大臣管理区間）





資料 1-4 道路冠水危険箇所位置図

九州道路冠水危険箇所 箇所表					
管理番号	箇所名称		アダーパス等名称		種別
熊本県-29	町道 目抜井手線 (本線)		カルチャーセンター・スポーツセンター前の町道		町道
住所					
都道府県名	市町村	字丁目		番地	
熊本県	御船町	木倉			
管理者		警察署		消防署	
名称	御船町	名称	御船警察署	名称	上益城消防署
TEL	096-282-1111	TEL	096-282-1110	TEL	096-282-1955
備考					

位置図



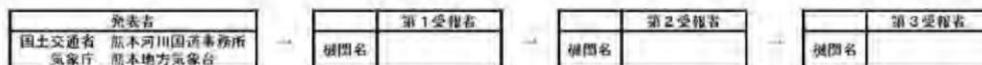
写真①



写真②

資料 2 洪水予報等の発表形式及び伝達系統

資料 2-1 洪水予報発表形式



演習

緑川水系はん濫注意情報

緑川水系洪水予報第(仮)1号
洪水注意報(発表)
平成25年10月01日15時00分
熊本河川国道事務所 熊本地方気象台 共同発表

(見出し)

緑川水系では、はん濫注意水位(レベル2)に到達、水位はさらに上昇

(主文)

緑川の中甲橋水位観測所(下益城郡美里町)では、1日14時30分頃に、はん濫注意水位(レベル2)に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

加勢川の六六橋水位観測所(上益城郡嘉島町)では、1日14時30分頃に、はん濫注意水位(レベル2)に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

御船川の御船水位観測所(上益城郡御船町)では、1日14時30分頃に、はん濫注意水位(レベル2)に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	29日14時30分~01日14時30分 までの流域平均雨量	01日14時30分~01日17時30分 までの流域平均雨量の見込み
緑川上流域	2ミリ	0ミリ

流域	29日14時30分~01日14時30分 までの流域平均雨量	01日14時30分~01日17時30分 までの流域平均雨量の見込み
緑川中流域	2ミリ	0ミリ

流域	29日14時30分~01日14時30分 までの流域平均雨量	01日14時30分~01日17時30分 までの流域平均雨量の見込み
加勢川流域	2ミリ	0ミリ

流域	29日14時30分~01日14時30分 までの流域平均雨量	01日14時30分~01日17時30分 までの流域平均雨量の見込み
御船川流域	2ミリ	0ミリ

(水位)

緑川水系の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
城南 水位観測所 (熊本市)	01日14時40分の状況	0.00 -				
	01日15時30分の予測	-				
	01日16時30分の予測	-				
	01日17時30分の予測	-				
中甲橋 水位観測所 (下益城郡美里町)	01日14時40分の状況	3.00 -				
	01日15時30分の予測	3.10 -				
	01日16時30分の予測	3.20 -				
	01日17時30分の予測	3.30 -				
大六橋 水位観測所 (上益城郡嘉島町)	01日14時40分の状況	3.20 -				
	01日15時30分の予測	3.30 -				
	01日16時30分の予測	3.40 -				
	01日17時30分の予測	3.50 -				
御船 水位観測所 (上益城郡御船町)	01日14時40分の状況	3.00 -				
	01日15時30分の予測	3.10 -				
	01日16時30分の予測	3.20 -				
	01日17時30分の予測	3.30 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m³/s))

観測所名	城南 水位観測所	中甲橋 水位観測所	大六橋 水位観測所
	熊本市	下益城郡美里町	上益城郡嘉島町
レベル4 はん濫危険水位※	6.20	4.60	4.40
レベル3 避難判断水位※	5.80	4.10	3.90
レベル2 はん濫注意水位	4.30	3.00	3.20
レベル1 水防団待機水位	3.30	2.00	2.50
受け持ち区間	緑川 左岸 熊本県熊本市から 熊本県宇土市 右岸 熊本県甲佐町から 熊本県熊本市	緑川 左岸 熊本県甲佐町 右岸 熊本県甲佐町	加勢川 左岸 熊本県嘉島町から 熊本県熊本市 右岸 熊本県熊本市
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市、 熊本県宇土市、 熊本県上益城郡嘉島町、 熊本県上益城郡御船町、 熊本県上益城郡甲佐町	熊本県上益城郡甲佐町、 熊本県下益城郡美里町	熊本県熊本市、 熊本県上益城郡嘉島町

観測所名	御船 水位観測所		
	上益城郡御船町		
レベル4 はん濫危険水位※	4.30		
レベル3 避難判断水位※	3.60		
レベル2 はん濫注意水位	3.00		
レベル1 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	御船川 左岸 熊本県御船町 右岸 熊本県御船町から 熊本県嘉島町		
はん濫が発生した場合	熊本県上益城郡御船町、		

の浸水想定区域	熊本県上益城郡嘉島町
---------	------------

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位 - はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

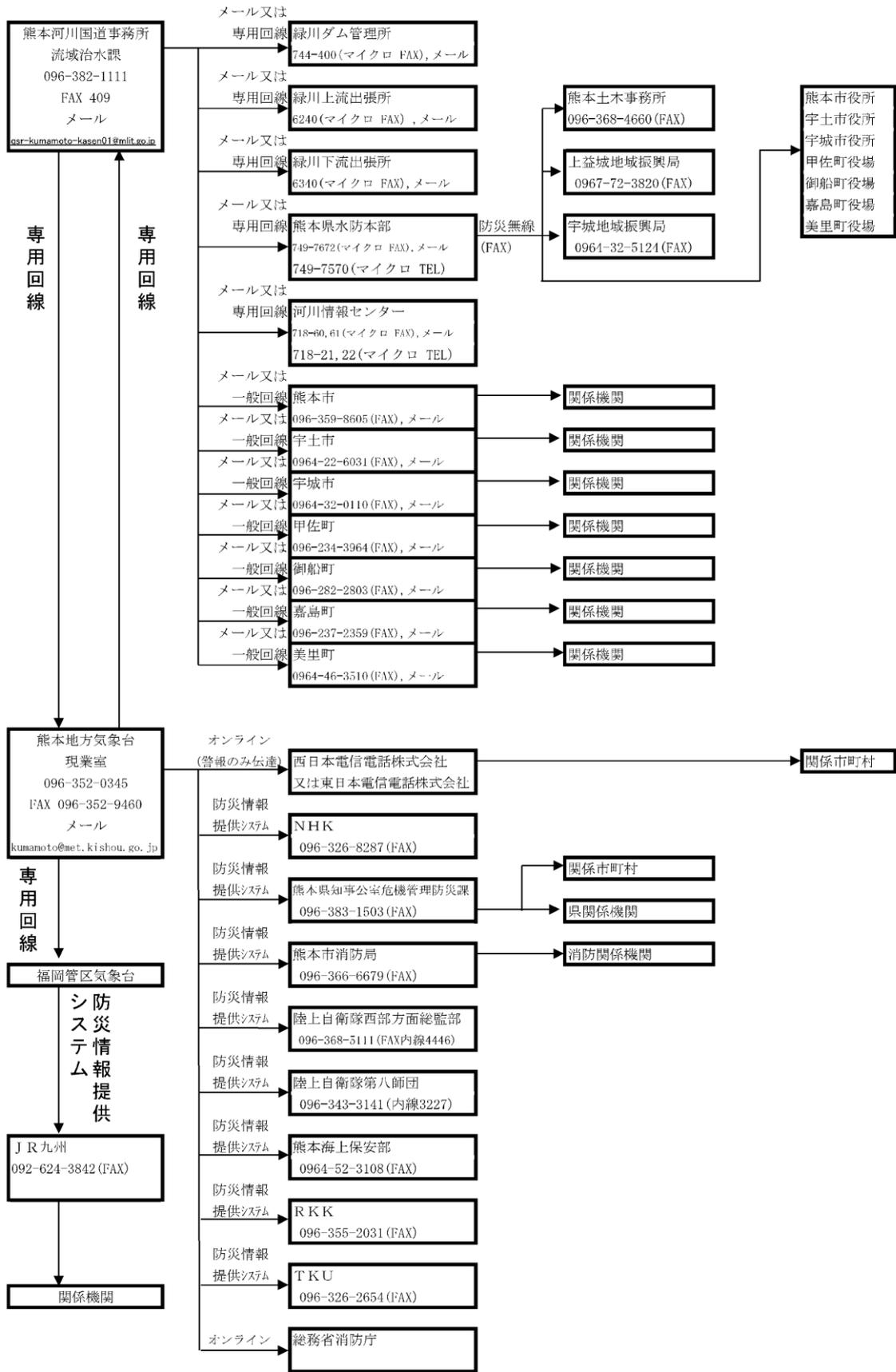
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第一課 水防企画係 電話：096-382-1111

気象関係：気象庁 熊本地方気象台 現業室 電話：096-352-0345

資料 2-2 洪水予報伝達系統図

緑川洪水予報伝達系統図



資料2-3 水防警報発表形式（国土交通省発表）

様式-1

水防警報第号	種別	河川名
	待機	
年月日時分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分になって		
水防団待機水位	<input type="checkbox"/> イ に達しましたので <input type="checkbox"/> □ を越え今後はん濫注意水位に達すると思われるので	
待機してください。		

様式-2

水防警報第号	種別	河川名
	準備	
年月日時分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分には		
水防団待機水位に達し	<input type="checkbox"/> イ はん濫注意水位を突破すると思われるので <input type="checkbox"/> □ 1時間に__cmの割合で上昇していますので	
今後の状況によりいつでも出動できるよう準備して下さい。		

様式-3

水防警報 第 号	種 別	河 川 名						
	出 動							
年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表						
_____の水位は__日__時__分には								
はん濫注意水位に達し								
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">イ 尚、上昇していますので</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">ロ 1時間に____cmの割合で上昇していますので</td> <td></td> </tr> </table>				イ 尚、上昇していますので			ロ 1時間に____cmの割合で上昇していますので	
	イ 尚、上昇していますので							
	ロ 1時間に____cmの割合で上昇していますので							
出動して嚴重に警戒して下さい。								

様式-4

水防警報 第 号	種 別	河 川 名						
	警 戒							
年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表						
_____雨量観測所では__日の__時から__時までの								
1時間に_____mmの降雨を記録しました。								
_____水位観測所の__日__時現在の水位は__mで								
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">イ 尚、上昇しています。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">ロ 1時間に____cmの割合で上昇しています。</td> <td></td> </tr> </table>				イ 尚、上昇しています。			ロ 1時間に____cmの割合で上昇しています。	
	イ 尚、上昇しています。							
	ロ 1時間に____cmの割合で上昇しています。							
今後まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き警戒して下さい。								

様式-5

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	警 戒	
年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分には__mになって		
<input type="checkbox"/> イ 計画高水位を越え <input type="checkbox"/> ロ はん濫注意水位を越え		<input type="checkbox"/> イ まだ増水の見込みですから <input type="checkbox"/> ロ ましたから <input type="checkbox"/> ハ ていますから
_____地区では <input type="checkbox"/> イ 堤防が漏水 <input type="checkbox"/> ロ 堤防が溢水(あふれる) <input type="checkbox"/> ハ 堤防が決壊		<input type="checkbox"/> イ の危険がありますから <input type="checkbox"/> ロ し始めましたから <input type="checkbox"/> ハ しつつありますから
<input type="checkbox"/> イ 嚴重警戒を要します。 <input type="checkbox"/> ロ 水防体制を強化して下さい。		

様式-6

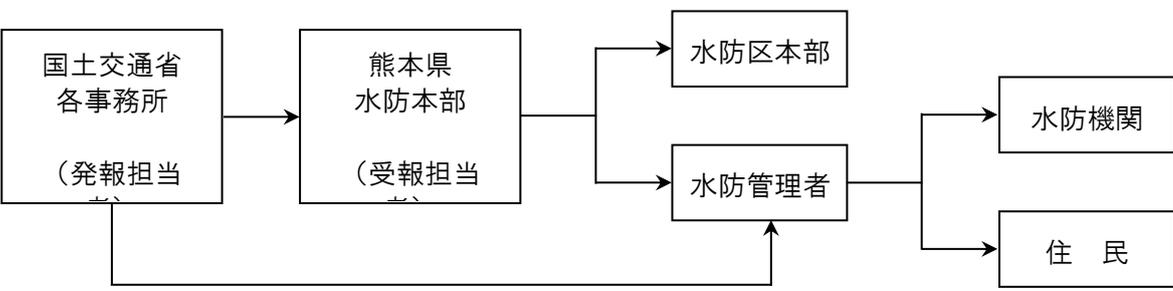
水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分になって		
はん濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することも		
考えられるので、待機して引き続き注意してください。		

様式-6

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
： 年 月 日 時 分		国土交通省九州地方整備局 事務所発表
_____の水位は__日__時__分になって		
はん濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することも		
考えられるので、待機して引き続き注意してください。		

資料 2-4 水防警報連絡系統図及び連絡機関（国土交通省発表）

(1) 連絡系統図



(2) 連絡機関

河川名	観測所	発報担当者	受報担当者	各水防区本部	水防管理者
緑川	中甲橋	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	上益城地域振興局長	美里町長、甲佐町長
	城南			熊本土木事務所長 宇城地域振興局長 上益城地域振興局長	熊本市長、 宇土市長、御船町長、 嘉島町長、甲佐町長
御船川	御船	熊本河川 国道事務所長	熊本県 水防本部長	上益城地域振興局長	御船町長、嘉島町長

資料2-5 水防警報発表形式（熊本県発表）

(1) FAX

(FAX:発令様式-1)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (____地域振興局)
-----	------	-----	----------------------------------

水 防 警 報

(観測所名: _____)

水防警報 第 _____ 号	種 別	河 川 名
	準備・待機	
年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (____地域振興局) 発表
_____川(____観測局)水防団待機水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ		
_____観測局の水位は、____月 ____日 ____時 ____分に水防団待機水位に達しました。 今後の状況によりいつでも出動できるよう準備してください。		
現在の水位____.____m (水防団待機水位____.____m/はん濫注意水位____.____m) 直前10分間での水位上昇____cm		
熊本県 熊本土木事務所 (____地域振興局) 水防区本部 TEL - - FAX - - リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。		

(____地域振興局 TEL - -)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL - -) 発信者名() 発信時刻(:)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(FAX:発令様式-2)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (____地域振興局)
-----	------	-----	----------------------------------

水 防 警 報

(観測所名: _____)

水防警報 第 _____ 号	種 別	河 川 名
	出 動	
年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (____地域振興局) 発表
_____川(____観測局)氾濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ _____観測局の水位は、____月 ____日 ____時 ____分に氾濫注意水位に達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。出動して厳重に警戒してください。 現在の水位____.____ m (氾濫注意水位____.____ m/避難判断水位____.____ m) 直前10分間での水位上昇____ cm 熊本県 熊本土木事務所 (____地域振興局) 水防区本部 TEL _____ FAX _____ リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。		

(____地域振興局 TEL _____)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL _____) 発信者名(_____) 発信時刻(____:____)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(FAX: 発令様式-3)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (地域振興局)
-----	------	-----	-------------------------------

水 防 警 報

(観測所名:)

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	警 戒	
年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (地域振興局) 発表
川(観測局)避難判断水位に到達 今後氾濫危険水位に到達するおそれ		
観測局の水位は、 月 日 時 分に避難判断水位に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。必要と認める地域の住民等に対して 避難準備 に関する情報を提供すると共に、水防体制を強化し厳重に警戒してください。		
なお、氾濫危険水位からの余裕高が低い地域においては、住民を避難させる等の対応が必要となります。		
現在の水位 <u> </u> m (避難判断水位 <u> </u> m / 氾濫危険水位 <u> </u> m)		
直前10分間での水位上昇 <u> </u> cm		
熊本県 熊本土木事務所 (地域振興局) 水防区本部 TEL - - FAX - -		
リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケイタイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp		

(地域振興局 TEL -)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL -) 発信者名() 発信時刻(:)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(FAX:発令様式-4)

送信先	関係各位	送信元	水防区本部長 熊本土木事務所 (地域振興局)
-----	------	-----	-------------------------------

水 防 警 報

(観測所名:)

水防警報 第 号	種 別	河 川 名
	嚴重警戒	
年 月 日	時 分	熊本土木事務所 (地域振興局) 発表
川(観測局) 氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり 観測局の水位は、 月 日 時 分に氾濫危険水位に達しました。 水位はさらに上昇し重大な被害が発生する氾濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させると共に、水防体制をさらに強化し嚴重に警戒してください。 現在の水位 . m (避難判断水位 . m / 氾濫危険水位 . m) 直前10分間での水位上昇 cm 熊本県 熊本土木事務所 (地域振興局) 水防区本部 TEL - - FAX - - リアルタイム情報 熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp モバイル版(ケータイ) www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。		

(地域振興局 TEL -)

※発信機関名 (熊本土木事務所 TEL -) 発信者名() 発信時刻(:)

送 信 先	FAX番号	電話番号	受信者名	送信者名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(2) E-mail: PC版

「E-Mail: 発令様式」(PC版)

①	表題	□□川 (■■観測局) 水防警報○号 待機・準備
	本文	<p>□□川 (■■観測局) 水防警報○号 待機・準備 ○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局 (熊本土木事務所) 発表</p> <p>□□川 (■■観測局) 水防団待機水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>■■観測局の水位は、○月○日○時○分に水防団待機水位に達しました。 今後の状況により、いつでも出動できるよう準備してください。 現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m/ 避難判断水位△.△△m/はん濫危険水位△.△△m)</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

②	表題	□□川 (■■観測局) 水防警報○号 出動
	本文	<p>□□川 (■■観測局) 水防警報○号 出動 ○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局 (熊本土木事務所) 発表</p> <p>□□川 (■■観測局) はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ</p> <p>■■観測局の水位は、○月○日○時○分にはん濫注意水位に達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。出動して厳重に警戒してください。 現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m/ 避難判断水位△.△△m/はん濫危険水位△.△△m)</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

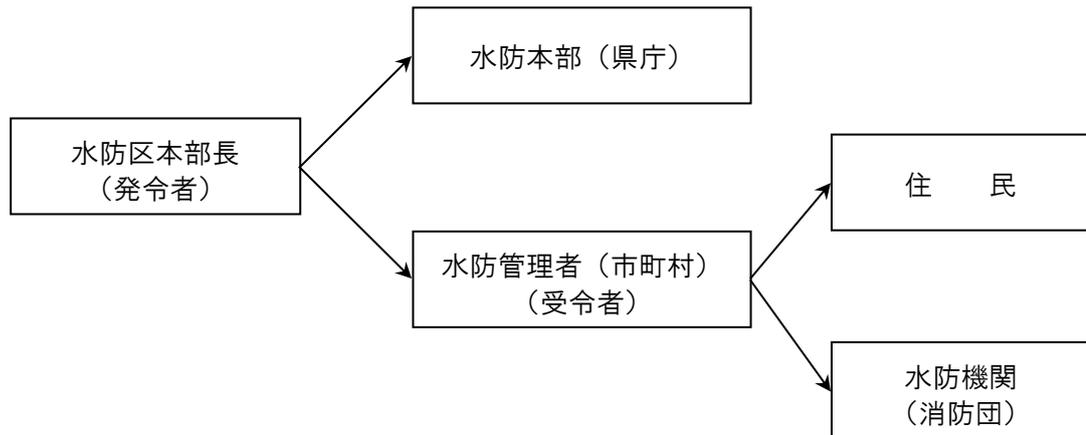
③	表題	□□川 (■■観測局) 水防警報○号 警戒
	本文	<p>□□川 (■■観測局) 水防警報○号 警戒 ○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局 (熊本土木事務所) 発表</p> <p>□□川 (■■観測局) 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に到達するおそれ</p> <p>■■観測局の水位は、○月○日○時○分に避難判断水位に達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。必要と認める地域の住民等に対して避難準備情報を提供すると共に、水防体制を強化し厳重に警戒してください。 なお、氾濫危険水位からの余裕高が低い地域においては、住民を避難させる等の対応が必要となります。</p> <p>現在の水位 ○.○○m (水防団待機水位◇.◇◇m/はん濫注意水位◆.◆◆m/ 避難判断水位△.△△m/はん濫危険水位△.△△m)</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

④	表題	□□川（■■観測局） 水防警報○号 嚴重警戒
	本文	<p>□□川（■■観測局） 水防警報○号 嚴重警戒 ○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■観測局）はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり</p> <p>■■観測局の水位は、○月○日○時○分にはん濫危険水位に達しました。 水位はさらに上昇し重大な被害が発生するはん濫の恐れがあります。必要と認める地域の住民等を避難させる伴に、水防体制をさらに強化し嚴重に警戒してください。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>直前1時間での水位上昇○○cm</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

⑤	表題	□□川（■■観測局） 水防警報○号 解除
	本文	<p>□□川（■■観測局） 水防警報○号 解除 ○年○月○日○時○分 熊本県▲▲地域振興局（熊本土木事務所）発表</p> <p>□□川（■■観測局） 水位は下降見込み</p> <p>■■観測局の水位は○月○日○時○分に○mを最高とし、○月○日○時○分にはん濫注意水位（水防団待機水位）を下回っており、今後下降する見込みですので水防警報を解除します。</p> <p>現在の水位 ○.○○m （水防団待機水位◇.◇◇m／はん濫注意水位◆.◆◆m／ 避難判断水位△.△△m／はん濫危険水位△.△△m）</p> <p>熊本県統合型防災情報システム www.bousai.pref.kumamoto.jp を利用しての情報収集に努めてください。</p>

資料 2-6 水防警報連絡系統図及び連絡機関（熊本県発表）

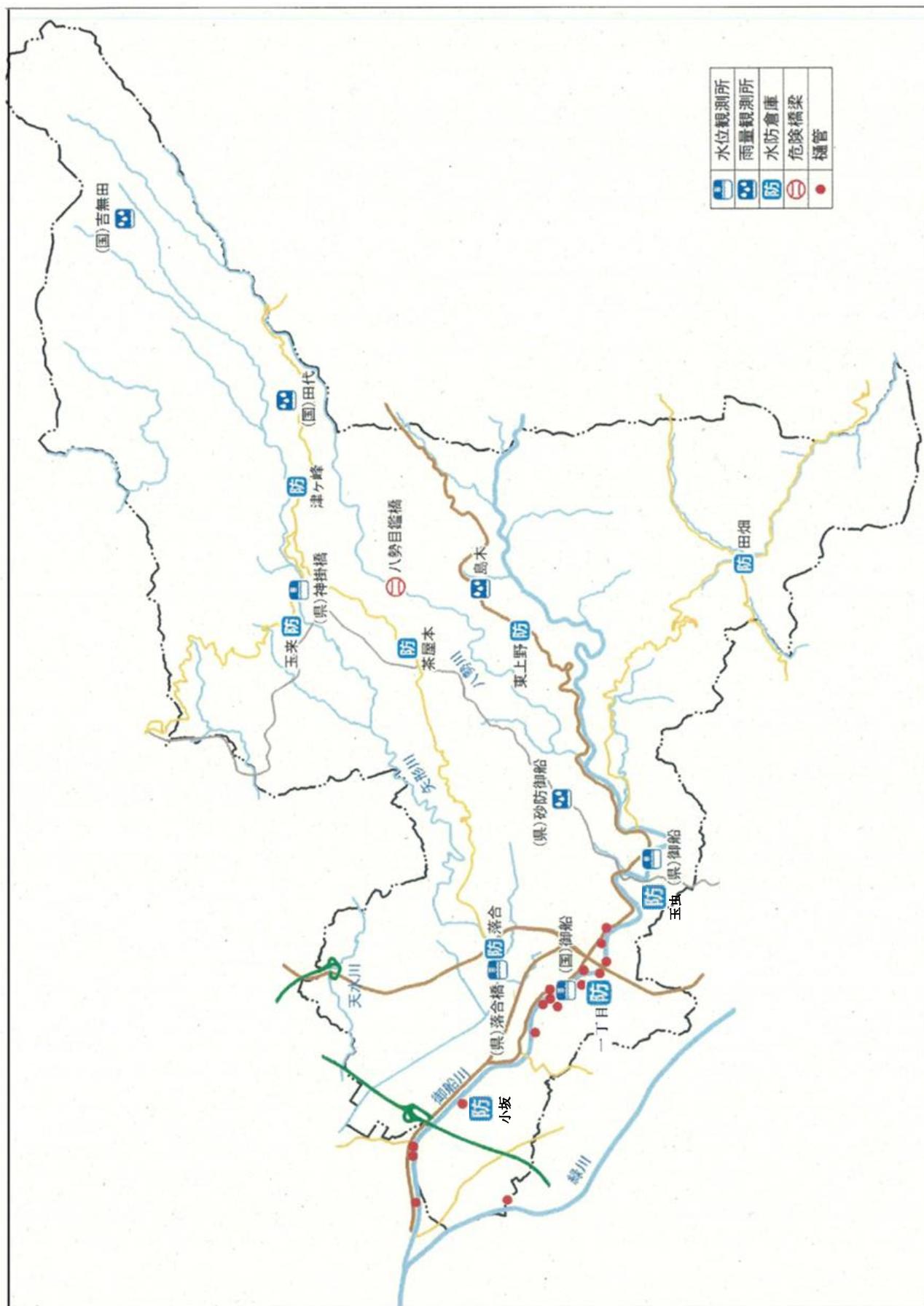
(1) 連絡系統図

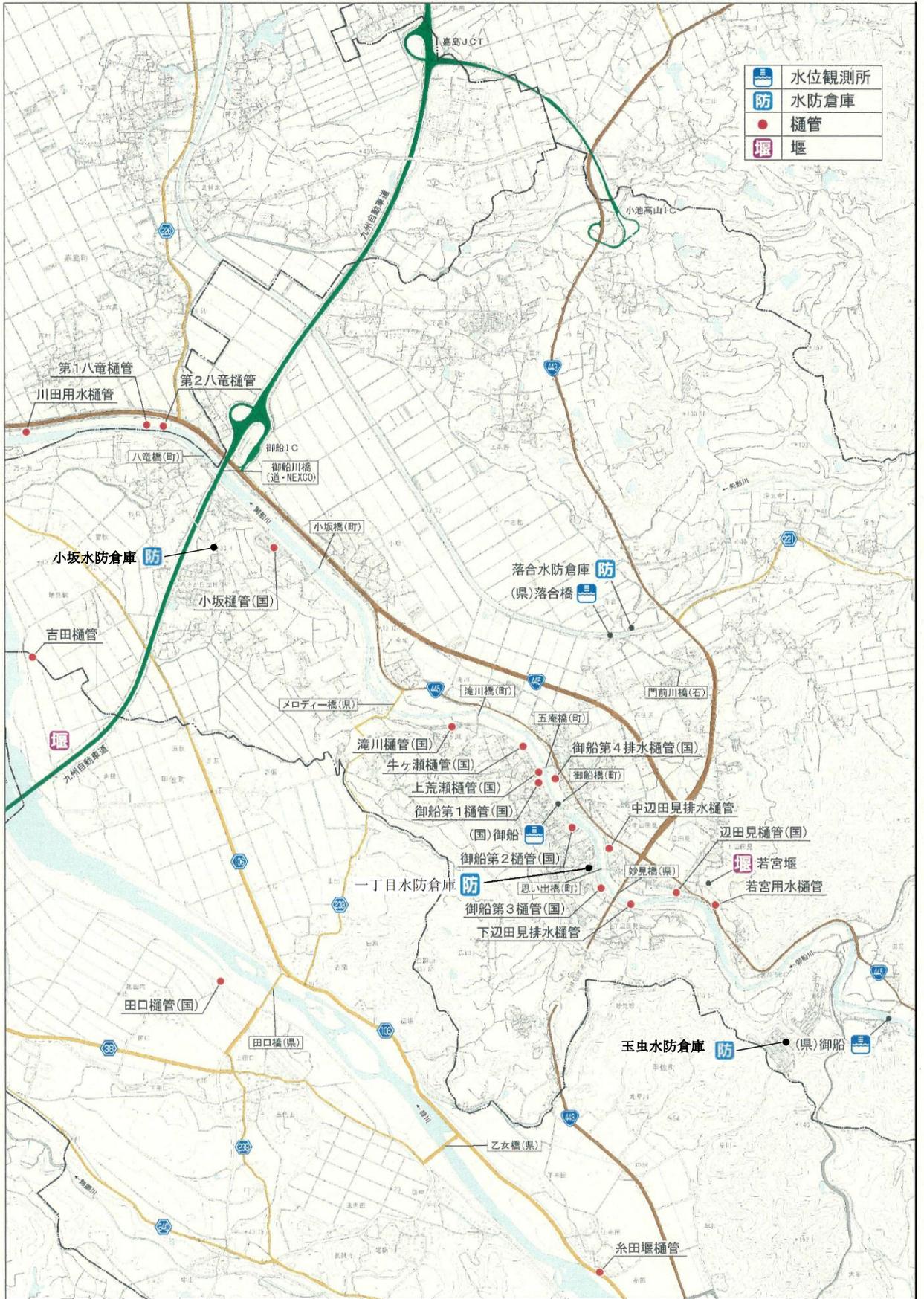


(2) 連絡機関

河川名	観測所名	水防警報発令者	連絡方法（予備方法）	水防管理者
みふねがわ 御船川	けんみふね 県御船	上益城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	御船町
やかたがわ 矢形川	おちあいほし 落合橋	上益城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	熊本市、益城町、御船町、嘉島町
	かしま 嘉島	上益城地域振興局長	メール（FAXまたは電話）	熊本市、益城町、御船町、嘉島町

資料 3 水位観測所等位置図





資料4 水防工法一覧表

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水(盗水)による場合…堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から欠壊していく。
- ② 浸透(漏水)による場合…河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合………河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピソ、軽鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポソプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプくい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
		詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹くい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅いところ)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけ流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
	立てかご工	表のり免に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築まわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端～裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土俵羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去牒	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

資料5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

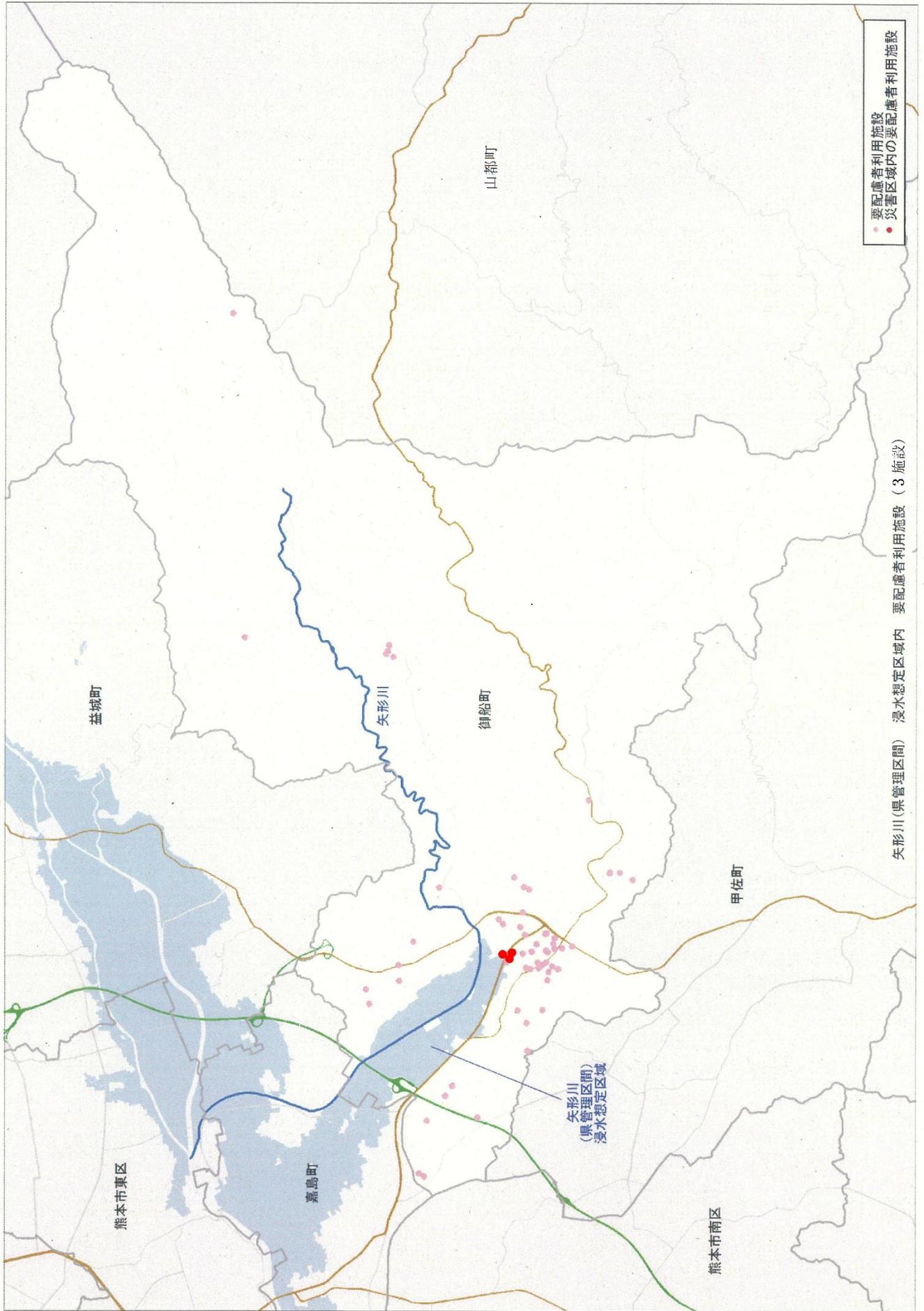
(1) 緑川水系緑川・御船川洪水浸水想定区域（国土交通省管理区間）

施設種類	施設名	所在地	電話番号
障がい者福祉施設	アシストプランニング	木倉 168-1	096-281-1012
〃	就労特化型支援団トリニティ	辺田見 361-4	096-282-6035
〃	放課後等デイサービス エルサ木倉教室	木倉 1131-4	096-200-7875
〃	多機能型支援センターでこぼこ	御船 993-11	096-282-0008
介護福祉施設	御船清流園	御船 1062-1	096-282-1616
〃	デイサービスセンター城山	滝川 46	096-282-2325
〃	デイサービス柊	御船 820	096-281-0766
〃	日々輝	辺田見 181-1	096-282-0003
〃	ふるさと	御船 820	096-282-2781
〃	シエスタ御船	滝川 46	096-282-7007
医療施設	榊田泌尿器科外科医院	御船 903	096-282-6363
〃	たかぞえ内科循環器内科クリニック	御船 948	096-282-0070
〃	かんべ歯科クリニック	御船 937-2	096-282-0036
〃	泰泉堂牟田内科医院	御船 935	096-282-0216
〃	藤岡医院	御船 1061	096-282-0405
〃	江藤歯科医院	御船 1028-1	096-282-6001
〃	入江歯科医院	辺田見 366-1	096-282-3188
〃	小糸整形外科	木倉 1182	096-282-0050
〃	みふね眼科医院	辺田見 410-1	096-282-3711
〃	大久保耳鼻咽喉科医院	辺田見 410-1	096-282-3900
〃	若葉歯科医院	辺田見 444-8	096-282-2265
〃	田上皮ふ科クリニック	辺田見 34-1	096-281-1112
〃	おおた歯科クリニック	辺田見 201-1	096-202-5860
幼稚園・保育園	御船昭和保育園	御船 779	096-282-0174
〃	無認可保育所小さな森のこども園	滝川 45	096-282-2252
学校	町立御船小学校	滝川 3	096-282-0044
〃	町立御船中学校	辺田見 55	096-282-0002
〃	県立御船高等学校	木倉 1253	096-282-0056

(2) 矢形川浸水想定区域

施設種類	施設名	所在地	電話番号
障がい者福祉施設	アシストプランニング	木倉 168-1	096-281-1012
〃	放課後等デイサービス エルサ木倉教室	木倉 1131-4	096-200-7875
医療施設	小糸整形外科	木倉 1182	096-282-0050





資料 6 水防協力団体関係資料

資料 6-1 水防協力団体指定要領

御船町水防協力団体指定要領

1. 趣旨

御船町では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに町民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本町における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、御船町水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（御船町長）に「御船町水防協力団体指定申請書」（資料 6-2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 6-3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（御船町長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「御船町水防協力団体認定書」（資料6-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年6月8日から施行する。

資料6-2 水防協力団体指定申請書様式

御船町水防協力団体指定申請書	
	年 月 日
御船町水防管理者	
御船町長	様
	住 所
	（事務所所在地）
	団体の名称
	代表者氏名
<p>水防法第36条第1項及び御船町水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、御船町水防協力団体の指定を受けたいので、別添「御船町水防協力団体協力活動業務計画書」（資料6-3）を添えて申請します。</p>	

資料6-3 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の御船町の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領3-（1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領3-（2）関係）具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領3-（3）関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領3-（4）関係）

- 1 町が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領3-（5）関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領3-（6）関係）

- 1 水防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

資料 6-4 水防協力団体認定書様式

御船町水防協力団体認定書	
年 月 日	
住 所	
(事務所所在地)	
団体の名称	
代表者	様
	御船町水防管理者
	御船町長
<p>水防法第 36 条第 1 項及び御船町水防協力団体指定要領第 5 の規定に基づき、貴団体を御船町水防協力団体に指定します。</p>	

資料 6-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

御船町における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

御船町における水防活動は、御船町水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本町において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び御船町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携な下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 6-6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、御船町水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。

資料 6-6 水防協力団体協力活動報告書様式

御船町水防協力団体協力活動報告書			
	年	月	日
御船町水防管理者			
御船町長	様		
	住所		
	(事務所所在地)		
	団体の名称		
	代表者氏名		
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、御船町における水防協力団体との水防協働活動実施要領第 3 の規定に基づき提出します。			